

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発1031第2号」により下記の検査項目に検査実施料の新設が通知されましたのでご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 平成 24 年 11 月 1 日から適用

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
インフルエンザ菌（無莢膜型）抗原定性	150 点

▼詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
インフルエンザ菌（無莢膜型）抗原定性	150 点	免疫学的検査判断料（※5:144点）	「D012」感染症免疫学的検査の21	ア.インフルエンザ菌（無莢膜型）抗原定性は、「21」ヘモフィルス・インフルエンザb型（Hib）抗原定性（尿・髄液）に準じて算定する。 イ.ELISA法により、インフルエンザ菌感染が疑われる中耳炎又は副鼻腔炎患者に対して、インフルエンザ菌（無莢膜型）感染の診断の目的で実施した場合に算定する。